証券コード：6381

第72期

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2018年6月22日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社　本社

昨年の株主総会とは開催場所が異なります。

目 次

招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類 …… 4
- 第１号議案　剰余金の処分の件
- 第２号議案　定款一部変更の件
- 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件
- 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
- 第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

事業報告 …… 39
連結計算書類 …… 59
計算書類 …… 61
監査報告 …… 63

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループは、1926年の創業以来90年以上にわたり、「塗料ならびに各種液体を霧にする技術」と「潤滑油を使わずに空気ならびに各種気体を圧縮する技術」をコアに据え、常にお客様の立場に立ち、良い商品やサービスをご提供することで、お客様の満足度を向上させるとともに社会に貢献すること、さらに、働く従業員を活かし、幸せにすることを企業としての存在意義として、事業活動を進めてまいりました。

2018年度は、2016年度から始まりました中期経営計画の最終年度にあたりますが、液体を霧にする技術とグローバルネットワークを最大限に活かした世界No.1のコーティングソリューションメーカ、ならびに、気体を制御するノウハウに基づく製品開発を進めることで、空圧・膨張・真空エネルギーの総合マネジメントメーカとなることを目指してまいります。

100年企業に向けて、短期的な収益向上に固執し過ぎることなく、「人員投資」「開発投資」「設備投資」「市場開拓投資」「M&A」「風土改革投資」などを積極的に行い、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」となるべく、当社グループの役員・従業員が一丸となり、努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、ますますのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年6月4日

代表取締役 社長執行役員　壷田貴弘

「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」となるために

当社グループは100年企業に向けて
ONLY ONEの商品で、
市場ごとの NUMBER ONE (No.1)を、
グループ一丸 ONE ANEST IWATA となって、
GLOBAL ONE を目指します。

ANEST IWATA

GLOBAL ONE

第72期 定時株主総会招集ご通知

証券コード　6381　　2018年6月4日
アネスト岩田株式会社

1 日　　時	2018年**6**月**22**日（金曜日）午前**10**時
2 場　　所	神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地 **アネスト岩田株式会社　本社** ※開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
3 会議の目的事項	**報告事項：** ① 第72期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ② 第72期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項：** 第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

(2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

(4) 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.anest-iwata.co.jp/)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「5．株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.anest-iwata.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時　**2018年6月22日（金曜日）午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合

郵 送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　**2018年6月21日（木曜日）午後5時30分　到着分まで**

議決権行使にあたってのポイント説明

第1号議案　剰余金の処分の件について

当社グループの配当に関する考え方

当社では、連結業績の「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲を目安とした連結配当性向30%を基準とし、最低でも1株当たり年間3円配当を堅持することを基本方針としております。

ご参考　1株当たり配当金の推移

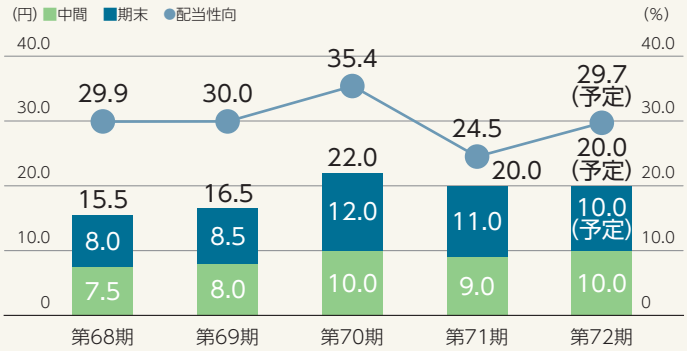

(注) 第70期期末配当には、創業90周年記念配当である3円を含みます。
第71期期末配当には、特別利益に対する配当である1円を含みます。

第2号議案のポイント

本議案の承認によって取締役の員数を9名から10名に増員し、企業法務に精通した人材を新たに迎えることで、ガバナンス体制のさらなる強化と事業戦略の実現に向けた経営基盤のより一層の確立を図ります。なお、監査等委員である取締役の員数は4名以内とし、変更はございません。

【現在】

	経営全般				専門性			
	企業経営	海外企業経営	会計監査	監査役等	技術製造	販売物流	財務金融	法務
社内	○			○	○	○	○	
社外	○	○	○	○		○	○	

【本議案承認後】

	経営全般				専門性			
	企業経営	海外企業経営	会計監査	監査役等	技術製造	販売物流	財務金融	法務
社内	○			○	○	○	○	
社外	○	○	○	○		○	○	○

第3号および第4号議案のポイント

・監査等委員である取締役　岩田一氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
・企業法務の分野で豊富な経験を有する松木和道氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
・取締役である鈴木正人氏について、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いいたします。

	氏名	経営全般				専門性				取締役候補者属性		
		企業経営	海外企業経営	会計監査	監査役等	技術製造	販売物流	財務金融	法務			
取締役	壷田貴弘	○				○	○			再任		
	古賀弘志							○		再任		
	塚本真也						○			再任		
	岩田　一				○	○	○			新任		
	米田康三	○						○		再任	社外	独立役員
	松木和道	○	○		○				○	新任	社外	独立役員
監査等委員である取締役	鈴木正人					○	○			新任		
	大島恭輔	○			○		○			再任	社外	独立役員
	髙山昌茂	○		○				○		再任	社外	独立役員
	森　敏文	○	○				○			再任	社外	独立役員

第5号議案のポイント

当社は、**企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく毀損（きそん）するような特定者**による株式の大規模買付行為に対して、**株主の皆様ならびに当社が十分な検討時間を確保**できるよう、本方針を、毎年継続してご提案しております。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10.0円

総額417,388,460円

中間期配当金の1株につき10.0円と合わせ年間配当金は1株につき20.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月25日

配当　(円)

	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
中間期	7.5	8	10	9	10
期末	8	8.5	12	11	10(予定)
合計	15.5	16.5	22	20	20(予定)

(%)

	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
配当性向	29.9	30.0	35.4	24.5	29.7(予定)

(注) 第70期期末配当には、創業90周年記念配当である3円を含みます。
第71期期末配当には、特別利益に対する配当である1円を含みます。

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案理由

P4の「議決権行使にあたってのポイント説明」に記載しましたとおり、取締役会のさらなる活性化を目指し、取締役員数の変更を提案いたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会 **第22条（員数）** 当会社の取締役は、9名以内とする。 (2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。	**第4章　取締役及び取締役会** **第22条（員数）** 当会社の取締役は、10名以内とする。 (2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

※下線部は変更箇所を示します。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席率	監査等委員会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	CSR委員会出席率
1	壷田（つぼた） 貴弘（たかひろ）	再任	代表取締役 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員長 CSR委員会委員	100% （15回／15回）	—	100% （4回／4回）	100% （6回／6回）	100% （3回／3回）
2	古賀（こが） 弘志（ひろし）	再任	取締役	100% （15回／15回）	—	—	—	—
3	塚本（つかもと） 真也（しんや）	再任	取締役	100% （15回／15回）	—	—	—	—
4	岩田（いわた） 一（はじめ）	新任	取締役 監査等委員（常勤） 内部統制委員会委員 CSR委員会委員	100% （15回／15回）	100% （14回／14回）	—	100% （6回／6回）	100% （3回／3回）
5	米田（よねだ） 康三（こうぞう）	再任 社外取締役 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% （15回／15回）	—	100% （4回／4回）	—	—
6	松木（まつき） 和道（かずみち）	新任 社外取締役 独立	—	—	—	—	—	—

候補者番号 1 壷田 貴弘（つぼた たかひろ） 再任

生　年　月　日　1957年５月15日生（満60歳）
取締役会への出席状況　100%（15回／15回）
指名・報酬委員会への出席状況　100%（4回／4回）
内部統制委員会への出席状況　100%（6回／6回）
CSR委員会への出席状況　100%（3回／3回）
所有する当社の株式数　65,390株

略歴、地位、担当

1981年４月	当社入社
2000年４月	当社塗装システム部長
2001年６月	当社取締役
2003年４月	当社塗装機器部長兼塗装システム部長
2004年４月	当社塗装機部長
2008年４月	当社代表取締役社長 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事（現）
2014年４月	当社代表取締役社長執行役員（現）

重要な兼職の状況
ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事

取締役候補者とした理由
壷田貴弘氏は、代表取締役社長執行役員として、グローバル戦略を指揮し事業拡大に努め、創業90周年を機に100年企業へ向けたビジョンを掲げ、強いリーダーシップを発揮し、持続的な企業価値の向上を図っております。中長期的なビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項
1. 壷田貴弘氏は、ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事を兼務しております。同社は当社と製品販売・仕入れなどについて取引関係があります。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2018年３月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ
当社は、2年前の機関設計変更により監査等委員会設置会社へ移行し、経営と執行の分離を念頭に置きモニタリング型取締役会への変革を進め、非業務執行取締役（社外取締役＋常勤監査等委員）の割合を過半数にすることによってガバナンス強化に努めてまいりました。
また、当社が得意とする環境対応商品の開発や従業員満足度の向上を目指した働き方改革の推進、さらには積極的人員投資、積極設備投資、複数のM&Aの実施、子会社の再編などを重要な経営戦略として着実に推進しております。
当社創業93年目を迎える2018年度は、これらの施策により、引き続き経費の上昇が見込まれることから、連結販売額の増加に比較し、連結収益の増加割合が低めに推移する傾向にあるのは事実ですが、この施策推進が、2019年度から始まる次期中期経営計画において、大きく花開くと考えております。
5年から10年先を見越した持続的企業成長を目指し、100年企業の仲間入りを果たせるよう、陣頭指揮を執ってまいります。

候補者番号 **2** 古賀 弘志（こが ひろし） 再任

生　年　月　日　1958年２月13日生（満60歳）　**所有する当社の株式数**　25,013株
取締役会への出席状況　100%（15回／15回）

▌略歴、地位、担当

2004年９月　当社入社
2005年４月　当社関係会社管理室長
2009年４月　当社執行役員
2011年４月　当社経理部長
2011年６月　当社取締役（現）
2016年４月　当社上席執行役員経営管理本部長（現）

▌重要な兼職の状況

古賀弘志氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

▌取締役候補者とした理由

古賀弘志氏は、長年製造業における会計に従事し、その知識と経験を活かし、当社グループの事業拡大のために積極的に事業戦略の進行に努めております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

▌その他取締役候補者に関する特記事項

1. 古賀弘志氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2018年３月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

当社は子会社新設やM&Aなどにより、既に海外に37社のグループ会社を配置しており、今後さらなるグローバルな事業展開と事業拡大が期待される状況です。
私はこれまでの経験を活かし、当社グループ全体を網羅する強固なIT管理体制の構築を通じて、100年企業への成長を着実なものとするために貢献してまいります。

候補者番号 3 塚本 真也（つかもと しんや） 再任

生　年　月　日　1966年１月22日生（満52歳）　**所有する当社の株式数**　17,718株
取締役会への出席状況　100%（15回／15回）

略歴、地位、担当

1990年４月　当社入社
2010年４月　当社執行役員圧縮機部長
2013年６月　当社取締役（現）
2013年11月　阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司董事長（現）
2014年４月　当社圧縮機事業部長
2015年９月　杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司董事長（現）
2016年４月　当社上席執行役員エアエナジー事業部長（現）
2017年12月　上海斯可絡圧縮機有限公司董事長（現）

重要な兼職の状況

阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司 董事長
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長
上海斯可絡圧縮機有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

塚本真也氏は、営業や事業開発における経験をもとに、現在展開している事業のさらなる世界展開や、長年にわたって受け継がれてきた技術・ノウハウを活用することによって、市場における新たなニーズの創出に努めるとともに、次世代の経営を支える新たな事業開発にも尽力しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 塚本真也氏は、阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司 董事長、杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長、上海斯可絡圧縮機有限公司 董事長を兼務し、３社は当社と製品販売・仕入れなどについて取引関係があります。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2018年３月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

当社が持続的に成長するためには、世界規模で絶え間なく続いている事業環境と競争の変化を素早くキャッチし、勇気をもって変革を実現することが不可欠です。
私はこれまでの経験を活かし、まずは行動し、状況に応じ戦略を変えていくスピード感と力強さを持って取り組むとともに、グループガバナンス体制の構築に尽力してまいります。

候補者番号 **4** 岩田 一（いわた はじめ） 新任

生年月日 1960年11月4日生（満57歳）
取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
監査等委員会への出席状況 100%（14回／14回）
内部統制委員会への出席状況 100%（6回／6回）
CSR委員会への出席状況 100%（3回／3回）
所有する当社の株式数 122,637株

略歴、地位、担当

1988年10月	当社入社
2000年 4 月	当社塗装機器部長
2001年 6 月	当社取締役塗装機器部長
2003年 4 月	当社国内営業統括・東日本営業部長
2008年 4 月	当社圧縮機部長
2009年 4 月	当社経営企画室長
2011年 6 月	当社監査役
2016年 6 月	当社監査等委員である取締役（現）

重要な兼職の状況
岩田一氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由
岩田一氏は、長年にわたり複数の業務執行部門責任者、監査役および監査等委員を歴任し、事業経営のみならず監査体制の整備、内部統制システムの構築に関わるなど、幅広い知識と豊富な経験を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項
1. 岩田一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2018年３月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ
監査役、取締役 監査等委員として7年間、代表取締役と監査役会および監査等委員会メンバーと共にガバナンス体制構築、整備、強化に努めてまいりました。
今後は、中長期的な持続的な企業成長のために、監査役等時代に客観的にみてきた事業とその推進体制への関与を高めると共に、継続して経営機関におけるガバナンス強化に努めてまいります。

候補者番号 **5** 米田 康三（よねだ こうぞう）

再任　社外取締役　独立

生　年　月　日　1948年6月18日生（満69歳）
指名・報酬委員会への出席状況　100%（4回／4回）
取締役在任年数　3年（本総会終結時）
所有する当社の株式数　3,225株
取締役会への出席状況　100%（15回／15回）

略歴、地位、担当

1972年 3 月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1977年 5 月　エール大学経済学部大学院修士課程終了
2001年 4 月　同行執行役員本店営業第二部長
2002年 6 月　Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
2003年 4 月　大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社顧問
2005年 6 月　平田機工株式会社代表取締役社長
2012年 4 月　株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）代表取締役社長
2015年 6 月　当社社外取締役（現）
2015年 6 月　株式会社タカギ社外取締役（現）
2015年12月　スリーフィールズ合同会社代表社員（現）
2016年11月　フォーライフ株式会社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

株式会社タカギ 社外取締役
スリーフィールズ合同会社 代表社員
フォーライフ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

米田康三氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 米田康三氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、米田康三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、米田康三氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は米田康三氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2018年３月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

アネスト岩田はオイルフリー圧縮機と塗装機で世界のトップメーカを目指して、技術力を備えたソリューション型企業への進化に挑戦しております。当社は創業90年を超えますが、さらなる持続的な成長の土台となる企業風土の変革にも取り組んでおります。これらの結果は、必ずや企業価値の向上に結実していくものと確信しておりますが、私は長らく企業経営に携わってきた経験を活かし、社外取締役の立場から力を尽くしてまいります。

候補者番号 **6** 松木 和道（まつき かずみち）

新任　社外取締役　独立

生　年　月　日　1951年8月17日生（満66歳）　**所有する当社の株式数**　—株

取締役会への出席状況　—%（—回／—回）

▌略歴、地位、担当

1976年 4 月　三菱商事株式会社入社
1979年 6 月　Harvard Law School 法学修士号（LL.M）取得
2003年 1 月　同社法務部長
2007年 4 月　同社理事
2007年 5 月　経営法友会代表幹事
2009年 4 月　三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
2010年 4 月　東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
2011年 4 月　北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員
2011年 6 月　同社取締役
　　法制審議会　新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年 6 月　北越紀州製紙株式会社常務取締役
2016年 6 月　株式会社ドリームインキュベータ取締役
　　サンデンホールディングス株式会社監査役（現）

▌重要な兼職の状況

サンデンホールディングス株式会社 監査役

▌社外取締役候補者とした理由

松木和道氏は、製造業を含む様々な企業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・コンプライアンスの分野では深い知見を有しております。上記の理由により、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

▌その他取締役候補者に関する特記事項

1. 松木和道氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松木和道氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、松木和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出をする予定です。
3. 当社は、松木和道氏が選任されますと、松木和道氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

株主の皆さまへ

私は、30年以上にわたり、グローバル企業で黎明期からの企業法務、コンプライアンス業務、海外展開に関する業務に携わってまいりました。アネスト岩田はすでにグローバル展開を進めていますが、私は海外駐在を含めたこれまでの経験を活かして、このグローバル展開のさらなる深化をはかり、またガバナンスを含めアネスト岩田の足腰をより強くすることに、社外取締役として精一杯取り組んでまいります。

第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席率	監査等委員会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	CSR委員会出席率
1	鈴木 正人（すずき まさと）	新任	取締役	100% (15回／15回)	—	—	—	—
2	大島 恭輔（おおしま きょうすけ）	再任 社外取締役 独立	社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 CSR委員会委員	100% (15回／15回)	100% (14回／14回)	100% (4回／4回)	83% (5回／6回)	100% (3回/3回)
3	髙山 昌茂（たかやま まさしげ）	再任 社外取締役 独立	社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員長	100% (15回／15回)	100% (14回／14回)	100% (4回／4回)	—	—
4	森 敏文（もり としふみ）	再任 社外取締役 独立	社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会 報酬審議に関する議長	100% (15回／15回)	100% (14回／14回)	100% (4回／4回)	—	—

候補者番号 **1** 鈴木正人（すずき まさと） 新任

生年月日 1965年2月11日生（満53歳）　**取締役会への出席状況** 100%（15回／15回）
所有する当社の株式数 17,204株

略歴、地位、担当

1987年4月	当社入社
2007年10月	ロジスティクス部長
2011年4月	当社執行役員塗装機部長
	東莞阿耐思特岩田機械有限公司董事長（現）
2011年8月	阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司董事長（現）
2014年4月	当社塗装機事業部長
2015年6月	当社取締役（現）
2016年4月	当社上席執行役員コーティング事業部長（現）
2016年7月	ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman（現）
2017年3月	嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司董事長（現）

重要な兼職の状況

東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長
阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長
ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman
嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長

監査等委員である取締役候補者とした理由

鈴木正人氏は、長年にわたって塗装機の開発に携わった経験をもとに、当社コア事業の世界展開、市場開拓を推進するために、複数の海外拠点を統括した実績を有しており、事業運営に対し深い知見を有しております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、監査等委員会である取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1．鈴木正人氏は、東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長、阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長、ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman、嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長 を兼務し、4社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。
2．所有する当社株式の数は、2018年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

私は「誠心」の社是に則（のっと）り、監査品質向上のための自己研鑽（じこけんさん）に励み、内部監査室や監査法人からの監査報告はもちろん、国内外の現場に足を運んで確認した事実をもとに、アネスト岩田の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざして、誠実に取り組んでまいります。

候補者番号 **2** 大島 恭輔（おおしま きょうすけ）

再任　社外取締役　独立

生年月日　1954年1月28日生（満64歳）
取締役在任年数　3年（本総会終結時）
取締役会への出席状況　100%（15回／15回）
監査等委員会への出席状況　100%（14回／14回）
指名・報酬委員会への出席状況　100%（4回／4回）
内部統制委員会への出席状況　83%（5回／6回）
CSR委員会への出席状況　100%（3回／3回）
所有する当社の株式数　1,451株

略歴、地位、担当

1982年8月　SUNX株式会社
（現パナソニックデバイスSUNX株式会社）入社
2000年6月　同社取締役　センサ事業部長
2007年6月　同社常務取締役　経営企画・人事・内部統制担当
2011年6月　同社常勤監査役
2015年6月　当社社外取締役
2016年6月　当社社外取締役（監査等委員）（現）

重要な兼職の状況

大島恭輔氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

大島恭輔氏は、長年製造業の企業経営に取締役、常勤監査役として携わり、経営に関する高い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

1．大島恭輔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．大島恭輔氏は社外取締役候補者であります。また当社は、大島恭輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3．大島恭輔氏の選任がご承認された場合、当社は氏との間で、定款の規定に基づき社外取締役就任時に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続・締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4．所有する当社株式の数は、2018年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

当社は、オイルフリー圧縮機や環境負荷の少ない塗装技術を中心に、社会環境に優しいモノ・コト創りを強みとして、グローバルな市場展開に積極的に取り組んでおります。私はこれまでの経験を活かし、社外取締役 監査等委員の立場から、当社が益々「強く・正しく・良い会社」として成長していけるよう尽力してまいります。

候補者番号 **3** 髙山 昌茂（たかやま まさしげ）

再任　社外取締役　独立

生年月日	1961年９月26日生（満56歳）	**取締役会への出席状況**	100％（15回／15回）
監査役在任年数	4年	**監査等委員会への出席状況**	100％（14回／14回）
取締役在任年数	2年（本総会終結時）	**指名・報酬委員会への出席状況**	100％（4回／4回）
		所有する当社の株式数	1,447株

▌略歴、地位、担当

1987年９月　英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
1990年２月　協和監査法人 入所
1990年８月　公認会計士登録
2007年１月　協和監査法人 代表社員（現）
　　税理士法人協和会計事務所 代表社員（現）
2012年６月　当社監査役
2013年８月　内閣府　公益認定等委員会　参与（現）
2015年４月　独立行政法人国立科学博物館　監事（現）
2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現）

▌重要な兼職の状況

協和監査法人 代表社員
税理士法人協和会計事務所 代表社員

▌監査等委員である社外取締役候補者とした理由

髙山昌茂氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い面識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるよう努めていただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

▌その他取締役候補者に関する特記事項

1．髙山昌茂氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．髙山昌茂氏は社外取締役候補者であります。また当社は、髙山昌茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3．髙山昌茂氏の選任がご承認された場合、当社は氏との間で、定款の規定に基づき社外取締役就任時に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続・締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4．所有する当社株式の数は、2018年３月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

私は公認会計士として20年以上にわたり監査業務に従事し、また他の会社や団体で監査役や監事を務めておりますが、その際にも常に外部の目線から監査してまいりました。私は、株主の皆様のご期待にお応えできますように、これまで培った知識や経験を生かして、職務執行に対しては適正に監査していくことで、リスクに対しては外部目線から提言をしていくことで、当社のコーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいります。

候補者番号 4 森（もり） 敏文（としふみ）

再任　社外取締役　独立

生年月日	1946年1月30日生（満72歳）	取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
監査役在任年数	4年	監査等委員会への出席状況	100%（14回／14回）
取締役在任年数	2年（本総会終結時）	指名・報酬委員会への出席状況	100%（4回／4回）
		所有する当社の株式数	1,447株

略歴、地位、担当

1968年4月	三菱商事株式会社入社
1980年6月	スタンフォード大学 MBA取得
1993年8月	欧阿中東三菱商事株式会社副社長
1995年12月	米国三菱商事株式会社副社長兼グループCOO
2000年6月	三菱製紙株式会社入社
	Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH取締役社長兼CEO
	Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH取締役社長兼CEO
	Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
	Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH取締役社長兼CEO
2004年6月	三菱製紙株式会社上席執行役員
2007年8月	Heidrick & Struggles(Japan) 代表兼マネージングパートナー
2011年6月	株式会社ウイルビー・インターナショナル顧問
2012年4月	株式会社コーチ・エィ顧問（現）
2012年6月	当社社外監査役
2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現）

重要な兼職の状況
森敏文氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由
森敏文氏は、国内・海外の企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項
1．森敏文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．森敏文氏は社外取締役候補者であります。また当社は、森敏文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3．森敏文氏の選任がご承認された場合、当社は氏との間で、定款の規定に基づき社外取締役就任時に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続・締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4．所有する当社株式の数は、2018年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ
当社はグローバル市場ごとのNo.1を目指して、海外における事業展開、買収、合弁事業に積極的に取り組んでいます。私の25年にわたる海外での商社、合弁製造事業での企業経営の経験を活かし、海外においての業績面のみならず、現地化推進、風土改革、コーポレートガバナンス面などでも取締役監査等委員の立場から積極的に提言をし、真のグローバルワン・エクセレントカンパニー実現を目指す所存でございます。

（ご参考）コーポレートガバナンスに関する考え方

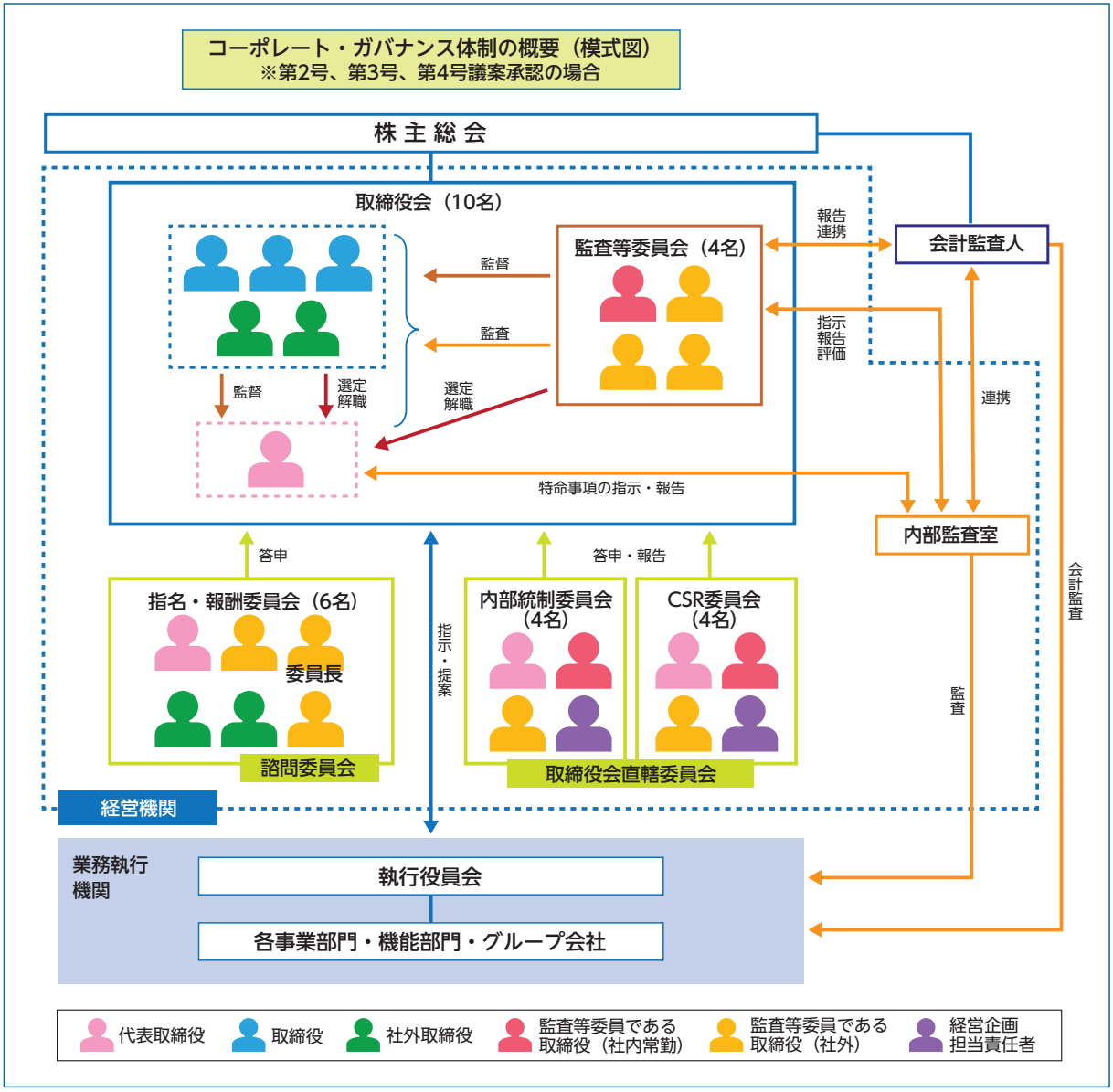

（ご参考）社外役員の独立性基準

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、ならびに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。

1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会が候補者を推薦）での審議を経て、取締役会で決議を行います。

2. 社外取締役の独立性基準

（1）独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

a. 当社又は当社子会社の業務執行者（業務執行取締役及び使用人）及び過去に業務執行者であった者。

b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。

c. 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。

d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。

e. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。

f. a. からe. までに掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。

g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。

（2）独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

（3）仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。

以　上

社外取締役から見た“アネスト岩田”

米田康三

「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」を目指す当社は、果敢に海外企業のM&Aにも挑戦しておりますが、そのための海外要員の供給が追いつかない状況にあります。当社の真の価値が外部の皆様にもっと認められ、グローバルに活躍したいという人材が、アネスト岩田に殺到するような会社を目指していただくように願っております。

大島恭輔

当社はグローバルな事業成長を目指し、海外企業とのM&Aやアライアンスについても積極的に取り組んでおりますが、今後ともそれぞれの国情や会社規模をふまえ、並行して適切な連結内部統制の体制づくりを構築していかれるように期待しております。

髙山昌茂

当社は、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」を目指して、ここ数年、積極的にM&A投資、設備投資、人材投資を行ってきました。昨年度はこれらに加えて、「箱根ターンパイク」のネーミングライツを取得するなどマーケティング投資も行いました。これら投資の成果が目に見えるようになるまでには、しばらく時間がかかると思いますが、今後も常にリスクテイクしていくことで「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」となっていかれることを期待しています。

森　敏文

当社は今後、買収・合弁を含めた海外での事業展開が益々重要になってきますが、その為に必要なグローバル人材確保、育成を長期的な視野から計画的に国内外で進めることにより、継続的な発展が可能になると考えております。また、よく、隠れた優良企業との記述をみかけますが、広報、マーケティングをさらに強化し、皆が知っている優良企業として幅広く認識されるよう期待しております。

第5号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年5月11日の取締役会決議及び2017年6月23日の第71期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては2018年6月22日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第5号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第5号議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、現時点で当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行
2018年5月10日改訂

1．当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいた

だき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指してさらなる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様に買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様に発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員

を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます）
③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計4名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見

形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会はかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるなどしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田康三氏、大島恭輔氏、髙山昌茂氏、森敏文氏、松木和道氏の合計5名が就任する予定です。松木和道氏につきましては、2018年6月22日開催予定である第72期定時株主総会の第2号、第3号議案の決議を持ちまして就任となる予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法

その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）

②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合

③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合

④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行なっていると判断される場合

⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合

⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合

⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価

値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.（2）「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続は不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり

の株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2018年3月31日現在の大株主の状況は本招集ご通知の「[添付書類] 事業報告2. 会社の状況に関する事項（1）会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしましたが、上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案とし

てお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様の意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以　上

■ 新株予約権無償割当の概要　【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者（注9）、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者（注10）、（4）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（5）これら（1）から（4）までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、（6）これら（1）から（5）までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会

が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

■ 独立委員会規程の概要　【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の（2）に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

①大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か

②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か

③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か

④対抗措置を講じるか否か

⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か

⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以　上

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴　【別紙3】

米田　康三（よねだ　こうぞう）1948年6月 生まれ
1972年 3 月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1977年 5 月　エール大学経済学部　大学院修士課程終了
2001年 4 月　同行執行役員本店営業第二部長
2002年 6 月　Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
2003年 4 月　大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社　顧問
2005年 6 月　平田機工株式会社　代表取締役社長
2012年 4 月　株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）　代表取締役社長
2015年 6 月　当社社外取締役（現）
株式会社タカギ　社外取締役（現）
2015年12月　スリーフィールズ合同会社　代表社員（現）
2016年11月　フォーライフ株式会社　社外取締役（現）

大島　恭輔（おおしま　きょうすけ）1954年1月 生まれ
1982年 8 月　SUNX株式会社（現パナソニックデバイスSUNX株式会社）入社
2000年 6 月　同社取締役　センサ事業部長
2007年 6 月　同社常務取締役　経営企画・人事・内部統制担当
2011年 6 月　同社常勤監査役
2015年 6 月　当社社外取締役
2016年 6 月　当社社外取締役（監査等委員）（現）

髙山　昌茂（たかやま　まさしげ）1961年9月 生まれ
1987年 9 月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1990年 2 月　協和監査法人入所
1990年 8 月　公認会計士登録
2007年 1 月　協和監査法人　代表社員（現）
税理士法人協和会計事務所　代表社員（現）
2012年 6 月　当社監査役
2013年 8 月　内閣府　公益認定等委員会　参与（現）
2015年 4 月　独立行政法人国立科学博物館　監事（現）
2016年 6 月　当社社外取締役（監査等委員）（現）

森　敏文（もり　としふみ）1946年1月 生まれ
1968年４月　三菱商事株式会社入社
1980年６月　スタンフォード大学MBA取得
1993年８月　欧阿中東三菱商事株式会社　副社長
1995年12月　米国三菱商事株式会社　副社長兼グループCOO
2000年６月　三菱製紙株式会社入社
Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
Mitsubishi Paper Holding（Europe）GmbH 取締役社長兼CEO
2004年６月　三菱製紙株式会社　上席執行役員
2007年８月　Heidrick & Struggles（Japan）代表兼マネージングパートナー
2011年６月　株式会社ウイルビー・インターナショナル　顧問
2012年４月　株式会社コーチ・エィ　顧問（現）
2012年６月　当社監査役
2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現）

松木　和道（まつき　かずみち）1951年8月 生まれ
1976年４月　三菱商事株式会社入社
1979年６月　Harvard Law School 法学修士号（LL.M）取得
2003年１月　同社法務部長
2007年４月　同社理事
2007年５月　経営法友会代表幹事
2009年４月　三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
2010年４月　東京大学大学院法学政治学研究科　客員教授
2011年４月　北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員
2011年６月　同社取締役
法制審議会　新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年６月　北越紀州製紙株式会社常務取締役
2016年６月　株式会社ドリームインキュベータ取締役
サンデンホールディングス株式会社　監査役（現）
2018年６月　当社社外取締役就任（予定）

上記、松木和道氏を除く独立委員会委員4氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件ならびに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。
なお、松木和道氏につきましては、同取引所に独立役員として届け出をする予定です。

以上

事業報告 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）財産及び損益の状況の推移

		第68期 （2014年3月期）	第69期 （2015年3月期）	第70期 （2016年3月期）	第71期 （2017年3月期）	第72期 （当連結会計年度）
売上高	（百万円）	25,457	27,428	29,524	29,548	32,817
営業利益	（百万円）	2,940	3,285	3,769	3,733	3,824
経常利益	（百万円）	3,579	3,716	4,138	4,139	4,352
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,181	2,214	2,593	3,400	2,809
1株当たり当期純利益	（円）	51.78	52.79	62.14	81.48	67.32
総資産	（百万円）	30,856	33,766	34,678	38,895	47,307
純資産	（百万円）	21,783	24,689	25,518	28,605	32,777
1株当たり純資産	（円）	494.57	561.80	583.76	640.14	694.94
自己資本比率	（%）	67.4	69.4	70.3	68.7	69.3
ROA	（%）	7.47	6.85	7.58	9.24	6.52
ROE	（%）	11.01	10.01	10.85	13.31	10.08

■ 売上高 （百万円）

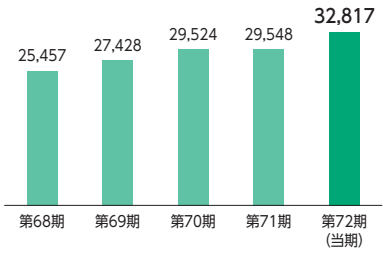

■ 経常利益 （百万円）

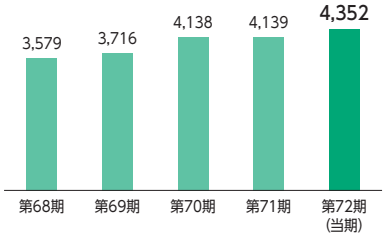

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）

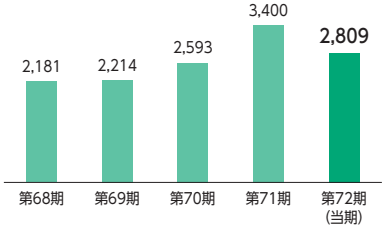

■ 総資産 ■ 純資産 （百万円）

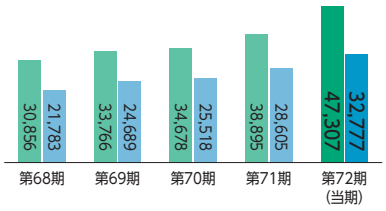

● ROA ● ROE （%）

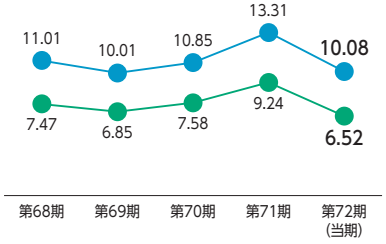

■ 1株当たり当期純利益 （円）
■ 1株当たり純資産

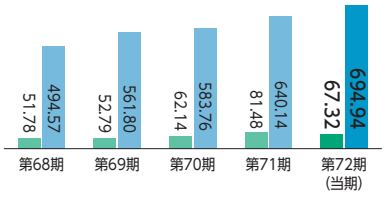

(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、一部の保護主義的な動向や地政学リスクは内在するものの、米国、ヨーロッパでの着実な景気回復と中国の安定した成長及び新興国の緩やかな成長などにより、堅調に推移いたしました。同時に、国内経済も雇用の回復や積極的な設備投資などを背景に、引き続き景気回復の基調にあります。

そのような経営環境の中、当社グループは「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」を目指し、2016年度からスタートしております中期経営計画2年目の当年度は、最終年度に掲げた指標の達成に向けて事業活動に取り組んでまいりました。圧縮機製品におきましては、堅調な国内販売に比してさらに海外販売が伸長いたしました。インドやブラジル等の新興国における医療向けユニットの浸透及び販売の増加や、中国及び米国、ヨーロッパを主とした鉄道車両や電動バス等公共交通機関向けの車両搭載用圧縮機ユニットの販売、またオーストラリアでの中形圧縮機を主としたサービス・販売事業などが伸長しております。真空機器製品におきましては、国内における一般工業市場向け新型モデルの上市や圧縮機の販路を活用した拡販活動を継続してまいりました。海外におきましても米国での装置メーカ開拓やロシアを主としたヨーロッパでの拡販活動を進めております。塗装機器製品におきましては、設計から見直した工業塗装用スプレーガンWS200シリーズをはじめ、国内の自動車補修塗装用として新型スプレーガンを上市いたしました。今後より一層の強化が進むと見込まれる環境規制を視野に入れた新製品開発を継続してまいります。塗装機器製品に含まれる塗料以外の液体を扱う液圧機器製品におきましては、国内外を問わず、食液塗布専用スプレーガン、液体供給ユニットや自動車内装品などに向けた接着剤塗布専用スプレーガンの販売が好調に推移しております。塗装設備製品におきましては、引き続き自動車部品や建機、電子機器製造向けの引合、受注が堅調に推移しております。また、こうした事業活動と共にグループ経営機能の強化策として、海外子会社の再編も継続してすすめてまいりました。中国では、塗装機器における製造拠点の集約や当社に不足していた中形圧縮機製品レンジを補いさらなる事業拡大を目的としたスクリュー圧縮機製造・販売会社を連結子会社化したこと、ヨーロッパでは、圧縮機製造・販売拠点をドイツに集約したことなどにより、各エリアにおける一層の効率化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高32,817百万円（前連結会計年度比11.1%増）、営業利益3,824百万円（同2.4%増）、経常利益4,352百万円（同5.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,809百万円（同17.4%減）となりました。

(3) 主要な事業内容

事　業	主　要　製　品
圧　縮　機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、クリーンエアシステム、医療機器
真 空 機 器	ドライスクロール真空ポンプ、真空機器
塗 装 機 器	スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗 装 設 備	塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

セグメント別の状況

地域ごとの売上高

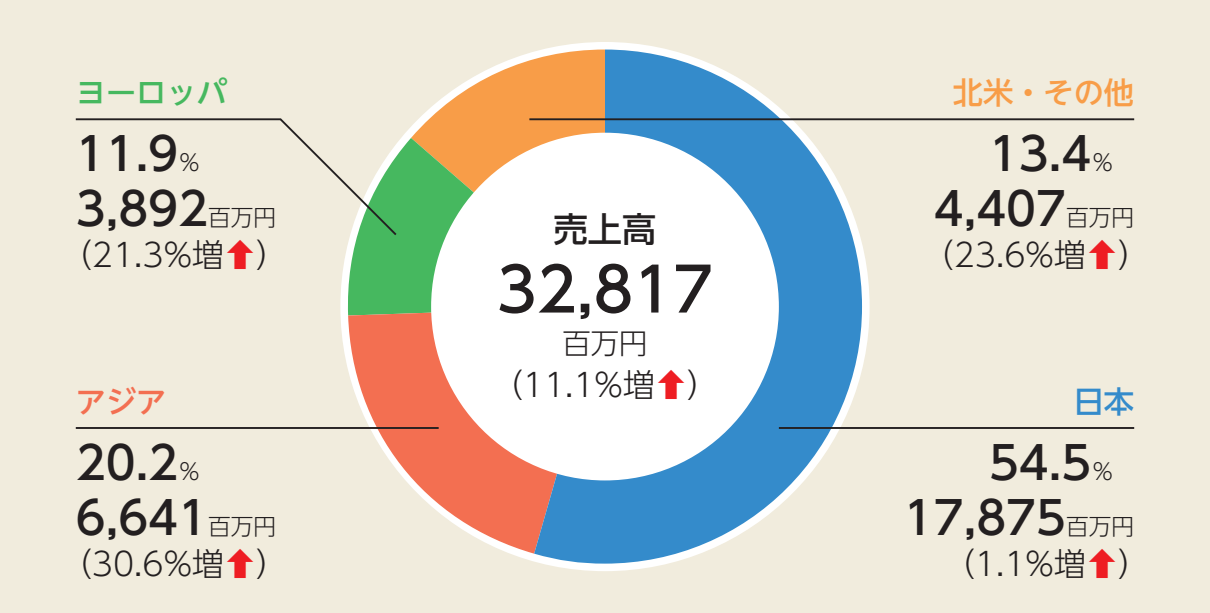

日本	日本では、外部への売上高17,875百万円（前連結会計年度比1.1%増）、セグメント利益4,026百万円（同2.9%増）の増収増益となりました。
ヨーロッパ	ヨーロッパでは、外部への売上高3,892百万円（同21.3%増）、セグメント利益214百万円（同33.3%減）の増収減益となりました。
アジア	アジアでは、外部への売上高6,641百万円（同30.6%増）、セグメント利益668百万円（同89.7%増）の増収増益となりました。
北米・その他	北米・その他の地域では、外部への売上高は4,407百万円（23.6%増）、セグメント利益は102百万円（60.1%減）の増収減益となりました。

製品別売上高

圧縮機製品　コンプレッサ・窒素ガス発生装置

オイルフリースクロール
コンプレッサ
(Fシリーズ)

- 国内では、前期に続き堅調な設備投資の影響から、高効率かつ省エネルギー性に優れたオイルフリースクロールコンプレッサを主とした販売が伸長しました。
- 海外では、中国をはじめ米国、ヨーロッパにおける車両搭載用の圧縮機ユニット販売、アセアン、新興国における医療向け圧縮機の販売が伸長しました。
- 全体では、前期比13.6%の増加となりました。

売上高　16,283百万円

(単位：百万円)

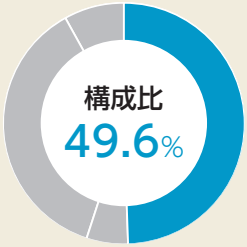

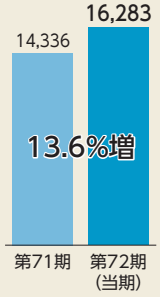

真空機器製品　ドライスクロール真空ポンプ

オイルフリーベーン式真空ポンプ
(BDLシリーズ)

- 国内では、安定した景況感を背景に、R&D市場、一般工業市場における販売が、共に伸長しました。
- 海外では東アジアを主とした半導体市場に付随する検査装置やロシア向けの販売が伸長しました。
- 全体では、前期比5.5%の増加となりました。

売上高　1,850百万円

(単位：百万円)

塗装機器製品　スプレーガン・静電塗装機・塗料供給装置・液圧機器・塗装ブース

新型スプレーガン
'kiwamiCG

- 国内では、水性塗料対応や作業の効率化に向けた自動車補修塗装用スプレーガンや大型の品物や自動車部品等の高級塗装用として新型スプレーガンを発売開始しました。
- 海外では、中国を主としたアジアでの自動車補修塗装、工業塗装用スプレーガンや、製パン製造工程に使用する離型油塗布用の専用スプレーガンの販売が伸長しました。
- 全体として、前期比6.6%増加しました。

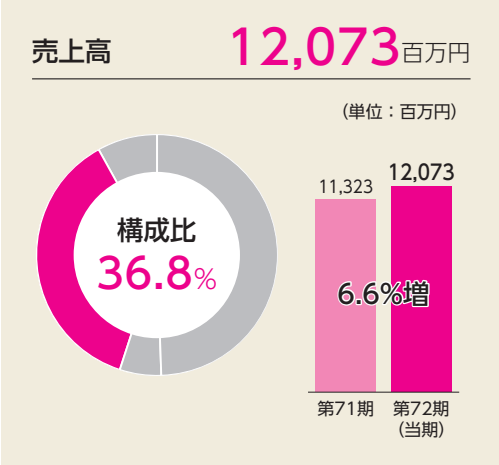

塗装設備製品　自動塗装装置・塗装プラント・塗装ロボット・環境装置

塗装ロボット　SWAN

- 国内では、良好な景況感を背景に、海外へ納入する案件なども含めて本社施設での試し塗りを多数、ご利用いただきました。
- 海外では、中国市場の大幅な回復と北米市場での販売などを通じて大きく伸長しました。
- 全体では、前期比22.3%の増加となりました。

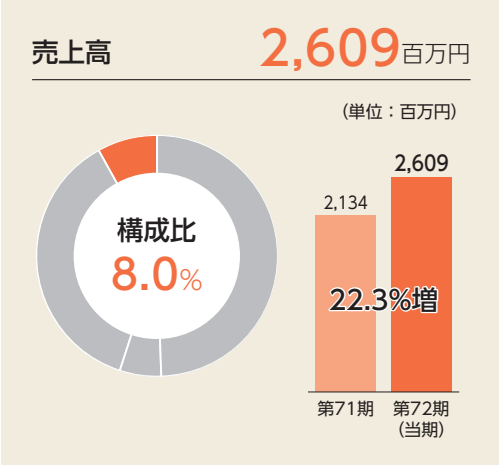

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額2,458百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は本社、福島工場、秋田工場の建屋改修や、工場の生産効率向上の為の設備投資等です。当連結会計年度に撤去、滅失した主な固定資産は、秋田工場の工作機械の40百万円等があります。

■設備投資額

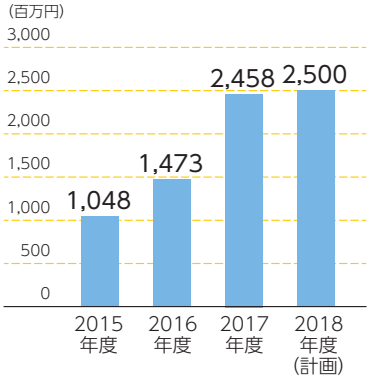

■減価償却

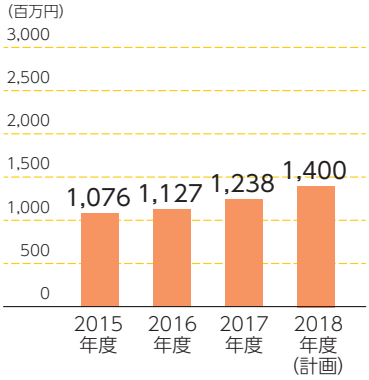

■研究開発費

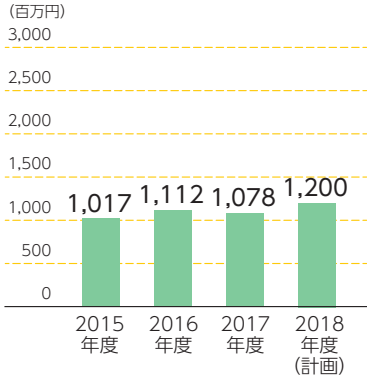

研究開発費は、研究開発に係る一般管理費と製造経費の合計です。

(5) 研究開発活動の状況

当社グループの研究開発活動は、当社が主体となり関係会社と共同推進する形をとっており、環境保全を技術開発の大きな目的にするとともに、固有技術の進化と先端技術の応用展開を進めながら、顧客ニーズに応えるための新製品開発と既存製品の改良を積極的に進めております。なお、当期の研究開発費の総額は521百万円です。その他に製品の改良・改造に使用した557百万円を製造経費としております。報告セグメントは全て日本です。

（ご参考）

本社・両工場リニューアル

本社は1Fショールームや研究棟などを新設し、お客様と直接対話ができる施設へとリニューアルいたしました。お客様との積極的な交流を通じて、将来に向けた持続的な成長を実現いたします。福島工場では、食堂及び厚生棟を改装いたしました。レトロモダンのイメージで作られた食堂は、社内だけでなく、地域住民の交流の場としての役割も果たしています。秋田工場では、食堂をリニューアルいたしました。明るく開放的な食堂は、従業員同士の活発なコミュニケーションを促し、憩いの場となっております。

本社　エントランス

秋田工場　食堂

本社　コアテクノロジーセンター

福島工場　六角食堂

(6) 資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は安定的かつ機動的な資金調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,826百万円
・借入実行残高	—
・借入未実行残高	7,826百万円

(7) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国をはじめ欧州、日本を含めたアジアにおいて緩やかな景気回復の基調が続くと思われる一方で、一部の保護主義的な動きや地政学リスクなど、不確定要素も内在することから、海外販売比率が高まっております当社グループは、地域の偏りによるリスクを回避しつつ以下に掲げる方針に基づき企業活動に努めてまいります。

・「アネスト岩田フィロソフィ」の浸透

社是や経営理念をはじめ、経営の根幹を永続的に支える精神を「アネスト岩田フィロソフィ」としてまとめ直しました。すべての役員・従業員は、1926年の創業から大切に受け継がれてきた伝統を継承し、100年企業を目指します。

・人材の確保と育成

当社グループを支える人材を広く世界に求め、柔軟な視野でビジネスを考え行動できる人材の確保と育成に努めます。また、従業員の能力と適性を尊重し、海外拠点との双方向的な人材交流によって、企業風土の国際化と人材配置体制の最適化に取り組みます。

・ライフワークバランスの向上

子育て・介護の負担を抱えるなど、従業員個々のライフスタイルに応じ、「1～2時間単位の有給休暇」や「介護のために退職した従業員に対して退職前と同一条件で復職を認める」など、柔軟な勤務体系の整備を推進しています。少子高齢化による生産年齢人口の減少が深刻さを増し、いわゆる働き方改革の必要性が高まりを見せる状況下において、今後もライフワークバランスの向上に努めます。

・事業部門別の指針

圧縮機・真空機器事業は、空圧・膨張・真空に関わる「社会必須のエネルギー」を効率的、かつ安定的に供給するエアエナジー総合事業として、そのノウハウの構築と蓄積、人材の育成、必要とされるサービスの開発、効率的エネルギー管理に関わる製品開発を進め、「空圧・膨張・真空エネルギーの総合マネジメント事業」への転換を継続推進します。

塗装機器・塗装設備事業は、世界中のお客様に満足していただける、最適な塗膜作成技術を有する世界トップクラスのコーティングメーカになることを目指します。塗装機器というハードに留まらず、塗装・塗布方法や塗装・塗布技術などのソフトの提供と共に「高効率、作業環境改善、地球環境保全」をさらに追求します。

・ガバナンス体制

当社グループは、取締役会における議決権を行使することによる適切な監督・監査機能の確保を目的として、2016年6月28日の第70期定時株主総会決議をもって、監査等委員会設置会社へ移行しました。その中で、取締役会の諮問機関として、代表取締役と社外取締役全員で構成し委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設け、代表取締役や取締役会の独断を牽制し、統治機能の強化を図り、また、内部統制委員会とCSR委員会を設置し、取締役会の機能を補完する体制といたしましたが、さらなるガバナンスの強化と共に取締役会の活性化に努めます。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係　　該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アネスト岩田コンプレッサ株式会社※	10百万円	100.0%	圧縮機・真空機器の販売及び修理
アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社※	10百万円	100.0	塗装機器の販売及び修理、塗装設備の製造販売及び修理
阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司	200千USD	100.0	塗装機器、塗装設備の販売
ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.	956千EUR	86.8	塗装機器、塗装設備の製造販売
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司※	7,500千USD	65.0 (間接保有30.0を含む)	圧縮機の製造販売、塗装機器の販売
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd.※	435百万INR	51.0	圧縮機、真空機器の製造販売
上海斯可絡圧縮機有限公司※	35,000千CNY	51.0	圧縮機の製造販売

(注) 1. 当社の連結子会社は「(9) 主要な営業所及び工場」に記載した38社です。
2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

（ご参考）
M&Aの状況

中国のスクリュー圧縮機メーカを連結子会社化

中国のスクリュー圧縮機メーカである上海斯可絡圧縮機有限公司（以下SCR社）の出資持分を51%取得し、連結子会社化いたしました。

これにより当社グループは、従来より強みを有してきた小形圧縮機及びオイルフリー圧縮機に、SCR社が有する中・大形スクリュー圧縮機を加えることができ、小形から中・大形圧縮機に至る事業領域の大幅拡大、中国国内での強い販売網の獲得などシナジー効果を最大限に発揮し、圧縮機事業の基盤強化と事業成長のさらなる加速を目指してまいります。

海外連結子会社の再編

中国におきましては、意思決定のスピードアップと経営の効率化を目指して塗装機器の製造拠点の再編に取り組んでおります。

ヨーロッパにおきましては、さらなる圧縮機販売拡大のため、圧縮機の製造・販売拠点であり連結子会社であるANEST IWATA AIR TECH s.r.l.をイタリアからドイツへ移転いたしました。なお、移転に際しANEST IWATA Europe GmbHに社名を変更いたしました。

ANEST IWATA Europe GmbH

(9) 主要な営業所及び工場

国内拠点	本社		神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
	工場		秋田工場（秋田県大仙市）
			福島工場（福島県西白河郡矢吹町）
	支店		3支店（東京都大田区）（愛知県名古屋市）（大阪府大阪市）
	連結子会社		アネスト岩田コンプレッサ株式会社（神奈川県横浜市）
			アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社（神奈川県横浜市）
			エアエンジニアリング株式会社（神奈川県横浜市）
	持分法		株式会社アドバン理研（京都府八幡市）
海外拠点	ヨーロッパ	連結子会社	（販）ANEST IWATA Deutschland GmbH（ドイツ）
			（製・販）ANEST IWATA Babatz GmbH（ドイツ）
			（製・販）HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG（ドイツ）
			（製・販）ANEST IWATA Europe GmbH（ドイツ）
			（製・販）ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l.（イタリア）
			（販）ANEST IWATA France S.A.（フランス）
			（販）ANEST IWATA (U.K.) Ltd.（イギリス）
			（販）Anest Iwata Scandinavia AB（スウェーデン）
			（販）ANEST IWATA Iberica S.L.（スペイン）
			（販）ANEST IWATA Polska Sp. Z o.o.（ポーランド）
		持分法	（販）ANEST IWATA Italia s.r.l.（イタリア）
	アジア	連結子会社	（製・販）上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司（中国）
			（製・販）嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司（中国）
			（販）阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司（中国）
			（製・販）東莞阿耐思特岩田機械有限公司（中国）
			（製・販）杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司（中国）
			（販）阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司（中国）
			（製・販）上海斯可絡圧縮機有限公司（中国）
			（製・販）上海格什特螺杆科技有限公司（中国）
			（製・販）岩田友嘉精機股分有限公司（台湾）
			（製・販）ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.（インド）
			（製・販）ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.（インド）
			（製・販）ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd.（タイ）
			（製・販）ANEST IWATA Korea Corp.（韓国）
			（販）ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）
			（販）PT.ANEST IWATA INDONESIA（インドネシア）
	その他	連結子会社	（販）ANEST IWATA USA,Inc.（アメリカ）
			（販）ANEST IWATA - Medea, Inc.（アメリカ）
			（製・販）ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc.（アメリカ）
			（販）ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V.（メキシコ）
			（販）ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA.（ブラジル）
			（製・販）AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.（ブラジル）
			（販）ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.（オーストラリア）
			（販）ANEST IWATA RUS LLC（ロシア）
			（販）ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd.（南アフリカ）
			（販）ANEST IWATA MIDDLE EAST FZE（アラブ首長国連邦）
		持分法	（製・販）Powerex-Iwata Air Technology, Inc.（アメリカ）

（注）（販）は販売拠点を、（製・販）は製造及び販売拠点を、持分法は持分法適用会社を表しております。

（10）従業員の状況

報告セグメント	日　本	ヨーロッパ	アジア	その他	合　計
従業員数	597名	140名	746名	141名	1,624名
前連結会計年度末比増減	19名増	10名増	260名増	19名増	308名増

（注）1. ヨーロッパの増加は、組織再編の影響によるものです。
2. アジアの増加は、中国の圧縮機製造・販売会社及びその子会社を連結子会社化したことによるものです。
3. その他の増加は、主として北米エリアの業務拡大にともなう、人材採用によるものです。

（ご参考）

【働き方改革】

当社は、企業の根幹である従業員を活かし幸せにすること、すなわち従業員が働く喜びや働く誇りを感じることによって、会社と製品を家族や友人に心から自慢できる企業となるよう、働き方改革を推進しております。従業員が健康で安全に、生き生きと働く就業環境を整備し、機械セクターにおけるホワイト企業のトップランナーになることを目指しております。

●短時間勤務や時間外勤務の制限による業務負担の軽減措置
●1～2時間単位で取得可能な有給休暇と半日有給休暇の組み合わせも可能とした柔軟な休暇制度による通院・育児時間等への配慮
●出産祝い金の支給
●満3歳までの育児休暇を取得可能
●育児休業中の通信教育支援
●法定休業の他、介護の必要がなくなるまで勤務時間短縮を継続可能
●介護時に退職した際、介護終了後に退職前と同条件にて復職可能
●年次有給休暇とは別に、対象の子1人当たり年間8日（うち有給3日）の看護休暇を取得可能
●勤務間インターバル制度

（11）主要な借入先

記載を要する借入先はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　189,290,000株
② 発行済株式の総数　41,738,846株（自己株式6,659株を除く）
③ 株主数　2,589名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,546,000	8.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,898,500	6.9
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.4
アネスト岩田得意先持株会	1,887,500	4.5
アネスト岩田仕入先持株会	1,800,500	4.3
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,105,635	2.6
株式会社りそな銀行	1,034,349	2.5
株式会社常陽銀行	960,000	2.3
株式会社大気社	895,000	2.1

（注）1. 持株比率は、自己株式（6,659株）を控除して計算しております。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（共同保有者株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社、国際投信投資顧問株式会社）から2017年7月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年7月10日現在同社が3,180,835株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	*壷　田　貴　弘	社長執行役員 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事
取締役	*古　賀　弘　志	上席執行役員経営管理本部長
取締役	*塚　本　真　也	上席執行役員エアエナジー事業部長 阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司 董事長 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 董事長 上海斯可絡圧縮機有限公司 董事長
取締役	*鈴　木　正　人	上席執行役員コーティング事業部長 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 董事長 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 董事長 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 董事長
取締役	米　田　康　三	スリーフィールズ合同会社 代表社員 株式会社タカギ 社外取締役 フォーライフ株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	岩　田　　一	
取締役 (監査等委員)	大　島　恭　輔	
取締役 (監査等委員)	髙　山　昌　茂	協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	森　　敏　文	

(注) 1. 取締役米田康三氏、大島恭輔氏、髙山昌茂氏、森敏文氏の4氏は社外取締役であります。なお、4氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査等委員である取締役 岩田一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員である取締役の髙山昌茂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社では執行役員制度を導入しており、＊印を付した取締役は執行役員を兼務しております。2018年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

（ご参考）

【取締役を除く執行役員のご紹介】

大沢　健一

コーティング事業部 コーティング開発部長
兼 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 / 董事・総経理
兼 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 / 董事・総経理

コーティング開発部では、昨年まで各国に分散していた開発陣を本社に集結させ、新たな人材育成とともに開発力強化を図ってまいります。引き続き、独創的な塗装機器開発の推進はもちろん、異業種（食品や医療品）への用途拡大をはじめ自動化機器への対応、人間工学や環境にやさしい製品作りを通して、社会に貢献すべく尽力してまいります。

亀原　信和

アネスト岩田コンプレッサ株式会社 / 代表取締役社長

日本市場における圧縮機と真空機器の販売及びサービスはまだまだ拡大余地があると考えております。攻めるマーケティングでプロモーションを強化し、商品提案の効率を上げ、お客様にご満足頂き、信頼を得ることができるメーカ営業を目指して尽力してまいります。

ゲイリー・グラス (Gary Glass)

ANEST IWATA USA, Inc. / President
兼 ANEST IWATA-MEDEA, Inc. / President
兼 ANEST IWATA MEXICO, S. DE R.L. DE C.V. / President

北米におけるコーティング市場は、自動車補修鈑金塗装店の集約が始まり、工業用塗装においては自動化がより求められるとともに、米国本土に製造拠点を戻す企業も増加しております。その様な状況の中、当社の得意なスプレー塗装製品開発と高性能な塗装技術により、お客様満足度を向上させるべく尽力してまいります。

鷹野　巧一

経営企画部長

株主及び投資家の皆様との信頼関係の更なる強化の為に、積極的な対話を進めてきております。また、当社の事業活動を広く理解していただけるよう、非財務情報を企業価値と結びつけて開示ができるように課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

武田　克己

コーティング事業部 コーティングシステム部長

コーティングシステム部は、全てのコーティング領域において、お客様のさまざまな問題解決を実行し、お客様との信頼関係を構築することで事業成長を実現してまいります。「モノづくりからコトづくり」へ。

橋本　隆司

品質保証部長

お客様から「購入して良かった」「次もまた頼みたい」と思われるよう、お客様の立場・目線に立ち、適切な品質をご提供するとともに、積極的にお客様のサポートとなるよう尽力してまいります。

深瀬　真一

エアエナジー事業部 福島工場長

日々変化することは工場の活性に繋がり、結果として品質、競争力の向上を実現すると考え、福島工場では、少しでも良いので日々変化することを工場内の全ての従業員、活動に対して求めています。私自身も日々変化することを心掛けており、より一層お客様にご満足頂けるよう尽力してまいります。

三好　栄祐

コーティング事業部 コーティングマーケティング部長
兼 アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社 /
代表取締役社長

“10年一昔から5年一昔へ” 世の中の流れが急激に早くなって来ており、既に “3年一昔” が目の前に迫っています。技術革新、消費者の行動の変化などにスピード感をもって、その先を読み対応することが重要となりますので、各エリアごとのマーケティング活動の推進を徹底し、お客様満足度を向上させ、社会に貢献してまいります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	144	93	—	50	—	5
（うち社外取締役）	7	4		2		1
取締役（監査等委員）	46	31	—	15	—	4
（うち社外取締役）	22	14		7		3
合計	191	124	—	66	—	9

（注）1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額３名14百万円を含みません。
2. 2016年６月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額２億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は６千万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のほか、2005年６月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は９百万円であります。

(4) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役に対する報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、毎月の定期同額給与と連結経常利益の額を算定指標とした年1回の業績連動報酬（役員賞与）によって構成されています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会にて評価を行い、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で取締役会において審議し決議します。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で監査等委員会の協議により決定します。

(5) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

ⅰ. 取締役の米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・スリーフィールズ合同会社　代表社員
・株式会社タカギ　社外取締役
・フォーライフ株式会社　社外取締役

ⅱ. 監査等委員である取締役の髙山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・協和監査法人　代表社員
・税理士法人協和会計事務所　代表社員

ⅲ. 監査等委員である取締役の大島恭輔氏、森敏文氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席状況 出席回数／開催回数（出席率 %）	主な活動状況
米　田　康　三 （社外取締役）	取締役会 15回／15回（100%） 指名・報酬委員会 4回／4回（100%）	複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員として活動し、当社の重要なガバナンス事項に対して適切な関与・助言を行っています。
大　島　恭　輔 （社外取締役） （監査等委員）	取締役会 15回／15回（100%） 監査等委員会 14回／14回（%） 指名・報酬委員会 4回／4回（100%） 内部統制委員会 5回／6回（83.3%） CSR委員会 3回／3回（100%）	長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動し、当社の重要なガバナンス事項に対して適切な関与・助言を行っています。
髙　山　昌　茂 （社外取締役） （監査等委員）	取締役会 15回／15回（100%） 監査等委員会 14回／14回（100%） 指名・報酬委員会 4回／4回（100%）	会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員長として活動し、当社の重要なガバナンス事項に対して適切な関与・助言を行っています。
森　　敏　文 （社外取締役） （監査等委員）	取締役会 15回／15回（100%） 監査等委員会 14回／14回（100%） 指名・報酬委員会 4回／4回（100%）	国内・海外企業における会社経営の知識や豊富な経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会の報酬審議に関する議長として活動し、当社の重要なガバナンス事項に対して適切な関与・助言を行っています。

(注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会計監査人の状況

① 名　　称　　青南監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額　30,000千円

(b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　30,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。

会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が長年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、さらなる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様に買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

尚、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.anest-iwata.co.jp/)に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。）

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第72期（2018年3月31日現在）	（ご参考）第71期（2017年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産	**26,116,134**	**21,695,774**
現金及び預金	9,225,287	8,100,275
受取手形及び売掛金	7,624,339	5,928,211
有価証券	500,000	100,000
商品及び製品	3,876,983	3,539,425
仕掛品	918,367	565,978
原材料及び貯蔵品	2,138,244	1,426,875
繰延税金資産	635,774	615,783
その他	1,373,957	1,458,985
貸倒引当金	△176,820	△39,761
固定資産	**21,191,710**	**17,199,586**
有形固定資産	**12,038,594**	**9,094,883**
建物及び構築物	5,389,865	3,324,587
機械装置及び運搬具	2,803,114	2,370,537
土地	2,358,609	2,294,180
リース資産	804,238	559,547
建設仮勘定	218,671	242,170
その他	464,095	303,860
無形固定資産	**3,534,922**	**1,814,534**
のれん	1,588,301	812,395
ソフトウェア	343,079	546,144
その他	1,603,542	455,994
投資その他の資産	**5,618,192**	**6,290,167**
投資有価証券	4,617,239	5,343,468
長期貸付金	62,648	28,317
繰延税金資産	211,416	283,687
退職給付に係る資産	516,384	408,167
長期預金	25,165	73,887
その他	196,433	163,367
貸倒引当金	△11,095	△10,728
資産合計	**47,307,845**	**38,895,360**

科目	第72期（2018年3月31日現在）	（ご参考）第71期（2017年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債	**10,829,212**	**7,220,149**
支払手形及び買掛金	4,769,153	3,613,083
短期借入金	1,396,347	135,439
1年内返済予定の長期借入金	371,380	57,076
リース債務	138,489	117,401
未払法人税等	604,634	777,695
賞与引当金	628,046	577,900
役員賞与引当金	83,896	77,490
製品保証引当金	235,007	227,590
その他	2,602,257	1,636,472
固定負債	**3,700,892**	**3,069,727**
長期借入金	75,897	22,880
リース債務	754,657	520,385
繰延税金負債	381,167	92,769
退職給付に係る負債	2,401,451	2,359,918
その他	87,720	73,772
負債合計	**14,530,105**	**10,289,876**
（純資産の部）		
株主資本	**27,981,043**	**26,047,751**
資本金	3,354,353	3,354,353
資本剰余金	1,324,472	1,324,472
利益剰余金	23,307,605	21,374,203
自己株式	△5,387	△5,277
その他の包括利益累計額	**1,025,007**	**671,019**
その他有価証券評価差額金	863,484	707,129
為替換算調整勘定	416,156	222,079
退職給付に係る調整累計額	△254,633	△258,189
非支配株主持分	**3,771,688**	**1,886,713**
純資産合計	**32,777,739**	**28,605,483**
負債・純資産合計	**47,307,845**	**38,895,360**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第72期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	(ご参考) 第71期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)
売上高	32,817,481	29,548,526
売上原価	18,384,433	16,557,815
売上総利益	**14,433,047**	**12,990,711**
販売費及び一般管理費	10,608,557	9,257,536
営業利益	**3,824,490**	**3,733,175**
営業外収益	580,514	476,624
受取利息	47,433	47,701
受取配当金	64,339	64,371
為替差益	115,984	—
持分法による投資利益	201,468	170,488
その他	151,289	194,063
営業外費用	52,642	70,721
支払利息	24,947	11,682
為替差損	—	27,261
その他	27,695	31,778
経常利益	**4,352,361**	**4,139,078**
特別利益	244,759	908,913
段階取得に係る差益	—	450,328
固定資産売却益	2,286	2,286
受取保険金	242,472	—
投資有価証券売却益	—	49,948
補助金収入	—	406,300
その他	—	50
特別損失	187,533	122,743
減損損失	—	106,746
固定資産売却損	5,480	1,645
固定資産除却損	20,009	3,661
解体撤去費用	35,978	—
子会社整理損	126,065	—
その他	—	10,689
税金等調整前当期純利益	**4,409,588**	**4,925,249**
法人税、住民税及び事業税	1,260,742	1,387,227
法人税等調整額	43,679	30,386
当期純利益	**3,105,165**	**3,507,635**
非支配株主に帰属する当期純利益	295,246	106,736
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,809,919**	**3,400,898**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第72期（2018年3月31日現在）	（ご参考）第71期（2017年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産	**10,549,216**	**11,193,193**
現金及び預金	3,281,904	4,117,260
売掛金	4,007,615	3,215,912
有価証券	500,000	100,000
商品及び製品	977,790	1,307,603
仕掛品	491,682	482,013
原材料及び貯蔵品	751,230	736,264
繰延税金資産	300,659	304,729
その他	253,270	929,409
貸倒引当金	△14,936	―
固定資産	**19,674,414**	**17,443,019**
有形固定資産	**7,124,131**	**6,177,931**
建物	2,857,868	2,098,045
構築物	187,218	203,618
機械及び装置	1,556,768	1,726,767
車両運搬具	3,005	682
工具、器具及び備品	247,331	109,778
土地	1,443,861	1,443,861
リース資産	804,238	559,547
建設仮勘定	23,838	35,630
無形固定資産	**338,494**	**570,261**
借地権	790	790
ソフトウェア	311,811	533,642
その他	25,893	35,829
投資その他の資産	**12,211,787**	**10,694,826**
投資有価証券	3,173,587	3,983,201
関係会社株式	2,334,628	2,334,628
出資金	1,200	1,200
関係会社出資金	4,253,107	1,707,708
関係会社長期貸付金	1,888,611	2,185,817
長期前払費用	222	337
前払年金費用	549,292	359,440
繰延税金資産	105,529	157,041
その他	111,019	116,176
貸倒引当金	△205,410	△150,725
資産合計	**30,223,631**	**28,636,213**

科目	第72期（2018年3月31日現在）	（ご参考）第71期（2017年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債	**3,836,990**	**4,064,358**
買掛金	1,769,480	1,835,495
リース債務	138,489	117,401
未払金	922,143	726,576
未払法人税等	177,983	511,477
預り金	20,464	24,737
賞与引当金	455,522	459,805
役員賞与引当金	83,896	77,490
製品保証引当金	233,022	225,759
その他	35,987	85,615
固定負債	**2,696,120**	**2,355,378**
リース債務	754,657	520,385
退職給付引当金	1,922,874	1,816,403
その他	18,588	18,588
負債合計	**6,533,111**	**6,419,736**
（純資産の部）		
株主資本	**22,827,036**	**21,509,347**
資本金	**3,354,353**	**3,354,353**
資本剰余金	**1,380,380**	**1,380,380**
資本準備金	1,380,380	1,380,380
利益剰余金	**18,097,690**	**16,779,891**
利益準備金	838,588	838,588
その他利益剰余金	17,259,102	15,941,303
別途積立金	9,700,000	9,700,000
繰越利益剰余金	7,559,102	6,241,303
自己株式	**△5,387**	**△5,277**
評価・換算差額等	**863,484**	**707,129**
その他有価証券評価差額金	**863,484**	**707,129**
純資産合計	**23,690,520**	**22,216,476**
負債・純資産合計	**30,223,631**	**28,636,213**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書

（単位：千円）

科目	第72期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	（ご参考）第71期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）
売上高	16,947,602	16,379,885
売上原価	10,830,102	10,521,635
売上総利益	**6,117,500**	**5,858,249**
販売費及び一般管理費	4,163,228	3,938,043
営業利益	**1,954,272**	**1,920,205**
営業外収益	1,016,350	663,598
受取利息	27,827	32,605
受取配当金	715,995	401,999
受取技術料	116,841	128,005
その他	155,685	100,988
営業外費用	138,203	275,180
支払利息	14,205	5,667
為替差損	—	100,278
貸倒引当金繰入額	74,684	130,440
その他	49,313	38,794
経常利益	**2,832,418**	**2,308,623**
特別利益	9	517,682
投資有価証券売却益	—	49,948
抱合せ株式消滅差益	—	61,433
補助金収入	—	406,300
固定資産売却益	9	—
特別損失	61,854	284,002
固定資産除却損	18,658	3,145
関係会社株式評価損	—	270,167
解体撤去費用	35,978	—
子会社清算損	7,217	—
その他	—	10,689
税引前当期純利益	**2,770,574**	**2,542,303**
法人税、住民税及び事業税	589,291	725,967
法人税等調整額	△13,033	31,042
当期純利益	**2,194,316**	**1,785,292**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

謄　本

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

アネスト岩田株式会社
取締役会　御中

青南監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤敏雄 ㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大野木猛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

謄　本

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

アネスト岩田株式会社
取締役会　御中

青南監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤敏雄 ㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　大野木猛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

謄　本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門から監査の結果の報告を受けるとともに、監査計画に基づき重要な子会社の往査を実施し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、更に、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果報告を受けて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

アネスト岩田株式会社　監査等委員会

監査等委員(常勤)　岩　田　　一　㊞
監査等委員　大　島　恭　輔　㊞
監査等委員　髙　山　昌　茂　㊞
監査等委員　森　　敏　文　㊞

(注) 監査等委員 大島恭輔、髙山昌茂及び森敏文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

（ご参考）

トピックス

アネスト岩田ターンパイク箱根

2018年3月、「箱根ターンパイク」のネーミングライツを取得し、名称を「アネスト岩田ターンパイク箱根」といたしました。

今回のネーミングライツ取得は、本道路が自動車メーカ様各社を主とした各種イベント等で頻繁に利用され、「クルマとバイク」の聖地と称されていること、また「クルマとバイク」に関連するすべてのお客様と当社製品も深いつながりを持つことなどから、クルマ好き・バイク好きの方々が集う箱根ターンパイクと当社との親和性が非常に高いと考えたことによるものです。そして、箱根ターンパイク株式会社と同様に、神奈川県に本社を置く企業として、地域に根差した活動を通じて地域活性化に貢献する、との強い想いが両社間で一致したことにより合意に至りました。

今年4月に開催された「桜のトンネルまつり」では、お越しいただいた皆様に当社のエアーブラシを使用したボディアートなどを楽しんでいただきました。今後も、アネスト岩田をもっと身近に感じていただける様々なイベントを企画・実施してまいります。

桜の時期

大観山からの富士山と芦ノ湖

展望・休憩スペース

IR活動状況

当社では、より多くの投資家の皆様に向けた説明会、面談を継続的に行っております。

・個人投資家様向け説明会　2017年度：6回開催　約600名参加
・機関投資家様向け説明会　2017年度：2回開催、面談 のべ150社
・機関投資家様向け工場見学会（福島）2017年12月開催

工場見学会（福島）

Q&A

Q 「塗料ならびに各種液体を霧にする技術」はどの事業を指しますか？

A 塗装機器、塗装設備、液圧機器の3つの製品領域を扱うコーティング事業を指しています。

Q 「潤滑油を使わずに空気ならびに各種気体を圧縮する技術」はどの事業を指しますか？

A 圧縮機、真空機器の2つの製品領域を扱うエアエナジー事業を指しています。

Q 「従業員満足度の向上を目指した働き方改革」とは、どのようなことを指していますか？

A 従業員にとって働きやすく、活動の活性化や仕事のやりがいを体感でき、その結果として、販売・収益上の成果を実現する企業風土を目指しております。そのために、従業員一人ひとりの健康と安全を考慮し、個々のライフスタイルに応じて働くことができる就業環境の整備に努めております。

Q 「積極的人員投資」を行っているとのことですが、どのようなことをされているのですか？

A 高校・大学の新卒者のみならず、キャリア人材に対する採用活動も積極的かつ継続的に実施しております。
また、契約社員の正社員登用化や海外における現地人員の採用拡大を推進し、100年企業に向けた人材基盤の強化を進めております。

Q 「積極的設備投資」を行っているとのことですが、どのようなことをされているのですか？

A 機械メーカである当社は、品質の安定化と生産効率の向上を目的として、秋田工場のスプレーガン組立や、福島工場のコンプレッサ組立工程における自動化を積極的に推進しております。
同時に、本社メインフロアを多くのお客様との対話を育むコミュニケーション空間として一新し、ショールームや多目的ホールを設けました。
福島・秋田両工場でも食堂の全面的なリニューアルを完了し、従業員同士のみならず地域住民との交流の場としても活用しております。

Q 「子会社の再編」を進めてきたとのことですが、今後も実行されるのですか？

A 当社では持続的な成長を求めて海外進出し、連結子会社化により製造・販売拠点を増やしてまいりました。現中期経営計画では、さらなる経営の効率化や意思決定の迅速化を目的として子会社の再編を進めております。
2017年度は、中国のコーティング事業、ヨーロッパのエアエナジー事業に係る連結子会社を再編しましたが、今後も必要に応じて検討、推進してまいります。

Q 中長期的な成長を見据えて、新たな事業の開発は進めていますか？

A 2017年度より「アネスト岩田先端技術研究所」を新設し、新規事業の開発に専従する人員を拡充いたしました。独自性・付加価値の高い商品・サービスを実現するため、研究機関や他の企業との協働も推進してまいります。

Q 「M&A」の推進には、どのような目的がありますか？

A 当社では、事業の成長に向けて必要であると判断した技術や製品、人材、販路などを外部から充足することを目的としてM＆Aを推進しております。
2017年度は、中国のスクリュー圧縮機メーカを連結子会社化し、同社が蓄積してきた開発力、生産力、購買力を活用することによって、事業領域の大幅な拡大と販売網の獲得などによるシナジー効果の実現を見込んでおります。
当社は、事業基盤の強化と持続的な成長を確かなものにするため、今後もM&Aの推進に取り組んでまいります。

Q 新たに株主優待制度を導入する予定はありますか？

A 現中期経営計画では、100年企業に向けた事業拡大の時期としており、積極的な投資を進めております。したがいまして基本方針である配当性向30％を基準とし、1株あたり年間3円以上の配当を堅持してまいりますが、現時点では株主優待については考えておりません。投資活動を継続し、事業拡大の成果が出た際には、株主の皆様へ今まで以上の利益還元をさせて頂けるものと考えております。

Q 女性の活躍推進に向けた活動はおこなっていますか？

A 国内では、まだまだ人材の育成途上にありますが、グループ内では既に子会社の社長、経営者及び管理職として積極的な登用をはかり、世界各地で活躍しております。今後も自己啓発を目的とした研修制度を充実させるなど、女性活躍に向けた体制の構築を推進してまいります。

MEMO

株主総会 会場ご案内図

日時

2018年6月22日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
本総会終了後、株主懇談会を開催します。

会場

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社　本社
TEL：045-591-9344

交通

- 横浜市営地下鉄線「新羽（にっぱ）駅」下車、徒歩15分。
- 東急東横線「綱島（つなしま）駅」下車、東急バス ②番のりば、「貝塚中町」下車、徒歩5分。

②番「71系統 勝田折返所行き、72系統 新横浜駅行き、73系統 新羽駅行き、79系統 新羽営業所駅行き」

●無料送迎バスのご案内

日吉駅および新羽駅からは無料の専用バスをご利用いただけます。なお、天候や交通事情、株主総会の実施状況等により時間変更となる可能性がございます。
（株主総会終了時には、日吉駅および新羽駅へ向かうバスをご用意しております。）

出発時間
日吉駅　9：10発
新羽駅　9：15発

日吉駅

お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますよう、宜しくお願いいたします。

ANEST IWATA　GLOBAL ONE　UD FONT　VEGETABLE OIL INK